

お伊勢さんクラブ クラブ会則

名称ならびに所在地

1.名称

本クラブは「お伊勢さんクラブ」(以下「クラブ」といいます。)と称します。

2.所在地

クラブの事務局は三重県伊勢市楠部町 248-1 株式会社伊勢之里内とします。

目的および経営主体と組織

3.目的

クラブは、伊勢に関心を持つ会員の集うプラットフォームとして、それにふさわしい様々なクラブ主催のサービスやイベントを会員に提供することを目的とします。

4.経営主体と組織

クラブの施設およびこれに付帯する一切のものは、株式会社伊勢之里が所有し(以下「クラブ事務局」といいます。)、クラブ事務局はクラブの経営、組織運営その他の本クラブ会則(以下「本会則」といいます。)に基づきクラブが行うとされているすべての事項を執行いたします。

クラブ会則と諸規定

5.クラブ会則

第1項 クラブ事務局は、クラブのすべての会員または入会申請者がクラブを利用し、またはクラブに入会するうえで守るべき規則として、本会則を定め、適宜変更します。

第2項 クラブ事務局は、上記の他にも必要に応じて諸々の規定または規則(これらの規定または規則を「諸規定」といいます。)を定め、適宜変更することができます。

第3項 クラブ事務局は、クラブ会則または諸規定を定めたとき、またはこれを変更したときは、クラブを通じ会員に通知するものとします。

会員権

6.会員資格

第1項 会員とは、個人または日本で登記された法人、日本法上の組合または権利の能力なき社団(以下「法人」といいます。)で、所定の入会手続を完了した方をいいます。

第2項 クラブの入会に関する審査は、入会申請者の資質、社会的な評価ならびに経済面での安定性等がその対象となり、個人あるいは法人が指名する個人の場合はその人柄、法人の場合は社風等がそれに加わります。入会の申込みに関してはクラブ事務局がその最終承認を行います。その認否を決定する際は会員としてのクラブに対する継続的貢献に関する将来性とその可能性が考慮されます。

第3項 クラブの会員の種類は当面下記の通りとします。

- ① プラチナ会員
- ② ゴールド会員
- ③ 無料会員
- ④ 名誉会員

第4項 前項の各会員の種類は次の定義をもつて定めます。

①プラチナ会員

プラチナ会員は、所定の申込手続きを完了し、年会費 10,000 円（税別）を支払った会員を対象とし、当該会員が会員資格を有します。プラチナ会員には、クラブ会則ならびに諸規定の定めるところにより、クラブを利用する権利があります。

①ゴールド会員

ゴールド会員は、所定の申込手続きを完了し、年会費 5,000 円（税別）を支払った会員を対象とし、当該会員が会員資格を有します。ゴールド会員には、クラブ会則ならびに諸規定の定めるところにより、クラブを利用する権利があります。

③無料会員

無料会員は、所定の申込手続きを完了した会員を対象とし、当該会員が会員資格を有します。無料会員には、クラブ会則ならびに諸規定の定めるところにより、クラブを利用する権利があります。

④名誉会員

名誉会員は、一般社会ならびに国際社会においてその貢献が広く認められている個人を、クラブが適宜クラブの振興を目的として、独自に招聘する会員です。名誉会員は、クラブ会則ならびに諸規定の定めるところにより、クラブのサービスを利用する権利があります。

第5項 クラブ事務局は上記以外の種類の会員資格を設けることができます。また、クラブ事務局は、現在および将来の各会員資格の数およびその内容ならびに条件を決定することができるものとします。

7 会員の権利と義務

第1項 いかなる会員資格も、会員に対してクラブサービスの利用を認めるだけであり、クラブの施設その他の財産（以下「クラブ施設」といいます。）について所有権を含む上記利用権以外の一切の権利を認めるものではなく、またそれらについてクラブ施設の利用に係る善管注意義務以外の法的義務を負わずものでもありません。

第2項 クラブは会員にサービスを提供し、会員はクラブ会則および諸規定に従ってサービスを利用することができます。

第3項 会員はクラブの健全な発展および会員相互の親睦に貢献する義務を負います。

第4項 会員は、クラブの定めた年会費を納めなければなりません。

第5項 会員はクラブ会則および諸規定を遵守し、これらに定める責務および債務を履行することによってのみ会員資格を維持できることとします。

8. 会員資格承認の申請と入会手続

第1項 会員資格承認を申請するには、所定の申込手続を行わなければなりません。

第2項 クラブ事務局が、定めた手続に沿って入会申請者（以下「申請者」といいます。）の承認を行います。クラブ事務局は、その裁量により申請者の入会を承認し、または理由を一切述べることなく入会を拒否することができます。

第3項 入会を希望する申請者は、クラブ事務局の承認を得た後、所定の年会費を支払うことが必要です。

第4項 年会費の支払を行った申請者は、入会手続の最終手続として、会員証等の送付（無料会員は電子データでの送付）、を行います。入会希望者は会員証の送付を受けた時点で正式に会員として認められ、会員としてのすべての権利・特典を享受でき、また会員としての義務を負うこととなります。

9. 会員証

第1項 会員証が、名誉会員・ゴールド会員・プラチナ会員はカード、無料会員には電子データにてクラブから交付されます。

第2項 会員証には、会員名、その会員資格の種類と入会日、ID 番号等を記載することとします。会員証を紛失した場合は、所定の手続により再発行いたします。

第3項 会員がクラブサービスを利用する場合に、要請があれば速やかに会員証を提示しなければなりません。

第4項 会員は、第三者に会員カードを貸与することはできません。万が一、会員カードの貸与・盗難その他理由のいかんを問わず第三者が会員証によりサービスを利用した場合には、その利用代金の支払を含むすべての責任は、会員にあるものとします。

第5項 会員は、クラブ事務局が会員証の返却を求めたときは、会員証をクラブに返却しなければなりません。

第6項 会員証は第三者に譲渡したり、質入れその他担保に供することはできません。

会員のクラブに対する債務

10.年会費

第1項 クラブ事務局は、年会費の額ならびにその支払方法、時期を決定し、または変更できるものとします。またその場合の会員に対する通知はクラブの定める方法によります。

第2項 会員は、名誉会員および無料会員を除き、クラブ事務局が定める年会費を、一括前払にて支払う義務を負います。

第3項 年会費の支払は、クラブが会員に対して負担する債務と相殺することはできません。

第4項 年会費は会員資格停止の期間中も減免されないものとします。

第5項 納付された年会費は、いかなる場合も返還されません。

11.クラブ規則および諸規定違反により生じる債務

会員が、クラブ会則および諸規定に違反したことによって、またはこれに関連して、他会員またはクラブに対し損失、損害、費用または経費を生ぜしめた場合、補償または賠償の義務を負います。クラブ事務局は、当該会員に対して、損害の賠償を要求でき、その場合、当該会員はその損害を全額直ちに賠償しなければなりません。

会員権の継承

12.会員資格の継承

会員が死亡した場合は当然に退会するものとし、その会員権の継承については、これを一切認めません。

諸 手 続

13.クラブからの退会

第 1 項 会員は、自らの退会の意思をクラブ所定の用紙にて退会希望日の 30 日前までに通知することにより、いつでも退会申請ができます。クラブは、会員が会費その他クラブに対する債務を完済し、会員証の返還をしたことを確認した時点で退会申請を受理し、当該受理日をもってその会員が退会した日付として処理いたします。

第 2 項 会員は、クラブを退会したときは、会員としての一切の権利を失い、クラブの利用はできなくなります。

会員の資格停止および除名処分

14.会員資格停止処分

第 1 項 クラブ事務局は、会員が以下に該当する場合は、その裁量により、期限を定めることなく、その会員の会員資格を停止することができます。

(1)クラブ会則もしくは諸規定に違反したときまたはその疑いがあるとき

(2)罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき、破産もしくは和議申立、手形不渡り等により経済的信用を失ったとき、その他入会基準を満たさなくなったとクラブが判断したとき

第 2 項 クラブは前項の場合、クラブの定める方法により、当該会員宛てに会員資格停止の通知を行うこととします。

第 3 項 クラブ事務局は、会員資格停止処分を行ったときと同様、その裁量により、その停止を解除することができます。その場合クラブは、クラブの定める方法により、当該会員宛てに会員資格停止処分の解除の通知を行うこととします。

15.会員の除名処分

第 1 項 クラブ事務局は、会員が以下に該当する場合は、その裁量により、何ら理由を示すことなく、その会員をクラブから除名することができます。

(1)いかなる方法であれクラブの体面を傷つけたとき

(2)クラブの利益に反する行為を行ったとき

(3)重大なクラブ会則違反をしたとき

(4)罪を犯したとき、その他クラブ会員資格停止事由に該当するとき

第 2 項 前項の場合本会則第 21 条に従ってクラブに登録された住所宛てに除名通知書を会員に送ることにより、除名することができることとします。

第 3 頂 クラブから除名された会員は、クラブを利用する権利を直ちに喪失し、以降は会員としてのいかなる権利、特典も失います。

雑 則

16.クラブの責任

すべての会員は、クラブ主催の活動に参加している間に、その身体や持参した財産にいかなる損害が生じようとも、クラブは、その損害に関し、契約、不法行為、法令上の義務の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

17.会員同士ならびに会員とクラブとのビジネス・リレーション

クラブは、すべての会員による、一個人の営利を目的とした行為、ならびにそのための他の会員の紹介や会員の情報の提供を一切認めていません。また、その様な行為を会員がクラブに要望することもできません。クラブが主催し執り行うすべての活動は、会員相互の親睦またはクラブを通しての会員相互の利益になることを目的といたします。クラブは全会員の名簿を管理いたしますが、この名簿も同様に、それを他の第三者に貸与したり、ビジネスに利用することは、いかなる会員にも認めません。

18.通 知

第 1 頂 会員は、すべての通知、請求書その他の連絡が送付される住所をクラブに登録し、登録した住所の変更等がある場合は直ちにクラブに通知するものとします。

第 2 頂 会員に送られるすべての通知および請求書その他の文書は、登録された住所宛てに郵送されるものとします。ただし、通知に関しては、クラブは、クラブが開設するホームページ上において通知すべき内容を掲載することにより、これに代えることができるものとします。

19.解釈および紛争

クラブ会則および諸規定の、クラブに関する事項についての紛争または解釈の相違は、クラブ事務局によって決定され、その決定は最終的なものであり、関係する全当事者を拘束するものとします。

発効日 2019 年 10 月 2 日